

役員報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人長野県宅地建物取引業協会（以下「この法人」という。）の定款第28条の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）で定める職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）等の実費相当額で精算を行うものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員報酬は、定款に定める金額の範囲内で「別表1」のとおりとする。

- 2 役員報酬は職務執行のつど支払うものとする。
- 3 役員の内、員外監事については、「別表2」の報酬を支払うものとする。
- 4 法令に基づき役員報酬から控除すべき額がある場合には、その役員に支払うべき報酬額から、その額を控除して支払うものとする。

(費用)

第4条 役員には、職務執行に要する費用を支給する。

- 2 費用はそのつど支払うものとする。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、公益法人認定法第20条第2項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、総会の決議を得て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

令和元年10月24日 全部改正

令和2年4月1日 施行

役員報酬規程の別表

別表 1

| 区 分 | 報酬（1日につき） | |
|-----------------------------|----------------|----------|
| | 県 内 | 県 外 |
| 会 長 | 13,500 円を上限とする | 10,000 円 |
| 専務理事 | 15,000 円を上限とする | |
| 総財委員長 | 12,000 円を上限とする | |
| 上記以外の 副会長・常務理事・ 理事・監事 | 6,000 円 | |

別表 2

員外監事については、月額 25,000 円の報酬を支払うものとする。

令和元年 10 月 24 日 全部改正
令和 2 年 4 月 1 日 施行